

控除対象合併等前欠損調整額の控除明細書（第6号様式別表2の2） 記載の手引
(令和4年改正)

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、地方税法（以下「法」といいます。）第53条第8項（第321条の8第8項）の規定の適用を受けようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。
- (2) 合併等事業年度においては、法人税法第57条第7項の規定により同条第2項の規定の適用がないことを証する書類（当該法人が合併等事業年度に国の税務官署に提出する法人税の明細書（別表7(2)）の写し、被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度に係る法人税の明細書（別表7(1)）の写し等）を併せて添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1	「合併等前欠損金額①」	① 法第53条第8項（第321条の8第8項）の規定による控除は、合併等事業年度において、1(2)に掲げる書類を添付した第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の確定申告書を提出していることが必要です。 ② 平成30年3月31日以前に開始した事業年度において生じた合併等前欠損金額については、前9年以内に開始した事業年度において生じたものに限ります。 ③ 法第53条第7項（第321条の8第7項）に規定する被合併法人等の控除未済合併等前欠損金額（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定した場合で、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）に係る控除対象合併等前欠損調整額がある場合には、当該控除対象合併等前欠損調整額と同条第8項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象合併等前欠損調整額とを区分し、それぞれ各事業年度ごとに記載してください。
	当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額について、古い事業年度の分から順次記載してください。	
2	「控除対象合併等前欠損調整額②」	
	①の欄に記載した金額に、合併等事業年度終了の日（合併等事業年度について仮決算に基づく法人税の中間申告書を提出する義務がある場合には、法第53条第1項（第321条の8第1項）に規定する6月経過日の前日）における次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める率を乗じて得た金額を記載してください。 (1) 普通法人である通算法人 100分の23.2 (2) 協同組合等である通算法人 100分の19 (3) 租税特別措置法第67条の2第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人である通算法人 100分の19	
3	「控除未済額④」	
	②の欄の金額から③の欄の金額を差し引いた金額（前期分のこの明細書の「翌期繰越額」）を古い事業年度の分から順次記載してください。	
4	「当期控除額⑤」	
	(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額を超えない範囲内で記載してください。 (1) 次の各欄の金額の合計額 ア. この明細書の⑤の「計」の欄の金額 イ. 「控除対象通算適用前欠損調整額の控除明細書」（第6号様式別表2）の⑤の「計」の欄の金額 ウ. 「控除対象通算対象所得調整額の控除明細書」（第6号様式別表2の3）の⑤の「計」の欄の金額 エ. 「控除対象配賦欠損調整額の控除明細書」（第6号様式別表2の4）の⑤の「計」の欄の金額 オ. 「控除対象個別帰属調整額の控除明細書」（第6号様式別表2の7）の⑤の「計」の欄の金額 カ. 「控除対象個別帰属税額の控除明細書」（第6号様式別表2の8）の④の「計」の欄の金額 (2) 「通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書」（第6号様式別表1）の⑧から⑩までの各欄の金額の合計額から⑧の欄の括弧内の金額を控除した金額	